

# ★令和8年度住民税・令和7年分所得税の主な税制改正

改正内容	住民税 令和8年度から	所得税 令和7年分から
給与所得控除 (最低保障額)	改正前 55万円 改正後 65万円	
扶養親族等の 所得基準	改正前 年収103万円 (所得48万円) 改正後 年収123万円 (所得58万円)	
大学生世代の 子等の控除 (裏面参照)	○控除額45万円 改正前 子等の年収103万円 改正後 子等の年収160万円	○控除額63万円 改正前 子等の年収103万円 改正後 子等の年収150万円
	子等の年収が123万円から188万円まで段階的に控除が受けられる制度 を新設 (特定親族特別控除) ※税法上の扶養ではありません。	
基礎控除	改正なし (最高43万円)	改正前 最高48万円 改正後 最高95万円
非課税ライン (給与収入)	均等割 改正前 97万円 改正後 107万円	改正前 103万円 改正後 160万円
	所得割 改正前 100万円 改正後 110万円	

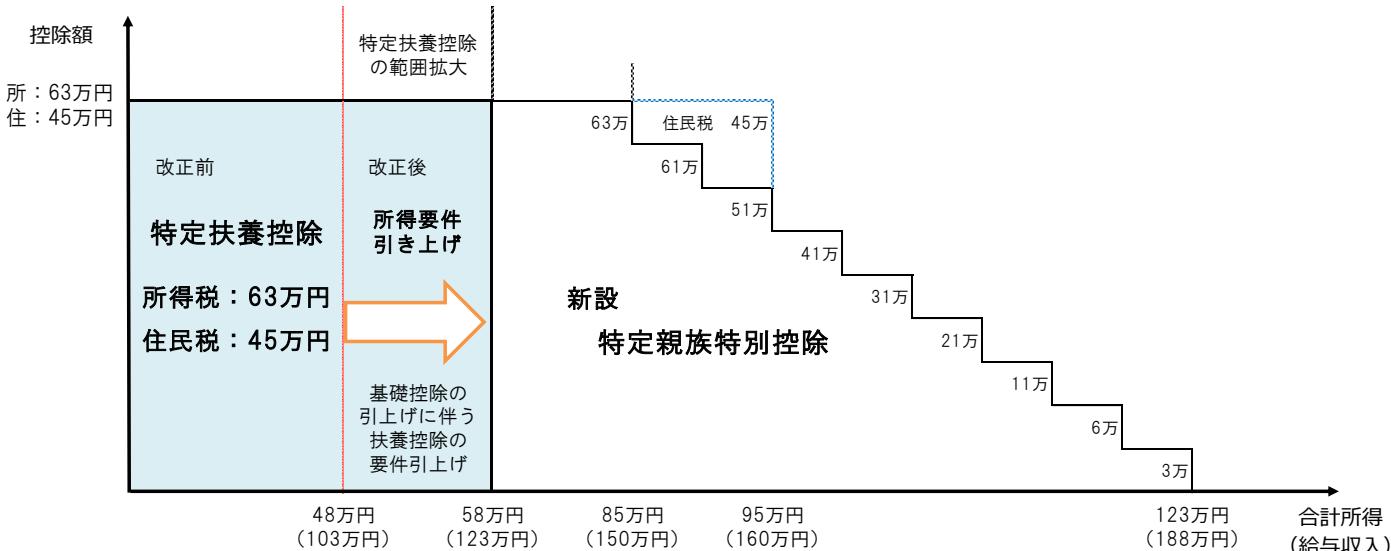
「103万円の壁」が  
変わります！

# ★給与（パート等）収入と税金

非課税基準等		改正前 令和7年度住民税（令和6年分所得税）まで	改正後 令和8年度住民税（令和7年分所得税）から
森林環境税		96.5万円	106.5万円
住民税	均等割額	97万円	107万円
	所得割額	100万円	110万円
扶養関係		税法上の扶養 103万円	123万円
	特定親族 特別控除 (大学生世代)	—	123万円～188万円 (収入に応じて段階的に減少)
	配偶者 特別控除	103万円～201.5万円 (収入に応じて段階的に減少)	123万円～201.5万円 (収入に応じて段階的に減少)
所得税		103万円	160万円

※106万円、130万円の壁については、社会保険における扶養の基準です。お勤め先の会社規模やその他の条件によって基準が異なりますので、詳しくは、扶養する方が加入する健康保険組合などにお問い合わせください。

# ★大学生世代（19歳～22歳）の特定扶養控除・特定親族特別控除について



## ★よくある質問

Q1 扶養控除の適用は、いつからいつまでの所得で判定されますか？

A1 前年の1月1日から12月31までの所得で判定されます。

Q2 仕事を退職（休職）した場合は、いつから扶養控除の適用がありますか？

A2 12月31日時点で扶養控除の対象である場合は、翌年度の課税分から適用となります（年度途中からの適用ではありません。）  
<例>令和7年退職 給与収入110万 ⇒ 令和8年度住民税から適用

Q3 特定親族特別控除及び配偶者特別控除に該当する場合も扶養親族として適用されますか？

A3 合計所得金額に応じて控除の適用はありますが、税法上の扶養親族ではありません。  
そのため、扶養者の障害者控除の適用や非課税判定時の扶養人数には該当しません。

### I 財務省「税制改正の概要」

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/index.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html)



### II 総務省「税制改正（地方税）」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/ichiran04.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)



### III 春日井市「令和7年度税制改正の主な内容」

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/zei/zei/1033618/1036950.html>



お問い合わせ先

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

市民生活部市民税課（市役所2階）

TEL 0568-85-6094